

墨江中津王の反乱物語とその周辺

—その素材を中心として—

滝 口 泰 行

一

古事記・日本書紀の履中天皇の巻は、その大部をスミノエノナカツミコ（墨江中津王・住吉仲皇子）の反乱物語にあてている。仁徳天皇崩後、安定しているかに見えた状況は一変して皇位継承をめぐる争乱を現出する。

日本書紀はその原因を大兄去來穗別尊の婚姻に関わっているとする。一方、古事記は「大嘗」祭の後、「豊明」の時に事件が発生したことを伝え、明らかに皇位継承の問題に起因するかの如く伝える。しかし、この点を除けば、古事記は事件の原因を書いていないことになる。また、日本書紀の伝承は、他の反乱伝承を想起すればわかるように、女性が関わってくる点、かなり物語的に発展しそうな感じを抱く。が、実際は、女性は争乱の原因としてだけ語られ、それで消えていく存在である。この点

を考えると物語的展開の中で、この女性を創造、あるいは案出したとは一概に考えられないものを含んでいる。

書紀全体の流れの中で考えれば、仁徳紀三十一年の立太子記事を伏線としての住吉仲皇子の反乱伝承であるとなすことも可能である。だが後述するように三十一年の記事に問題があることを思えば、反乱ではなく、皇位継承をめぐる争乱とみるべきであろう。古事記の方では、「大嘗」とあるから、履中即位後の反乱ということになり、「もと難波の宮にましましし時」という即位前の伝承であるが如き記述にも矛盾してくる。また日本書紀で即位前の伝承として取り扱っていることも相違してくることになる。

つまり、この争乱伝承は、帝紀・帝皇日継に関わるもので、皇位継承の公的部分に密接な結びつきをもつ。しかるに古事記の場合、允恭記の木梨之輕太子と輕大郎女

の悲恋物語に見られるように、かなり物語的な展開を示し、歌謡によって抒情味豊かな伝承となってくる。その構成は、日本書紀のそれとは比較にならない程のものを持っている。この点からしても、この履中記(紀)の伝承で、文芸的な発展を予知させるもの(古事記的)を日本書紀が持ち、皇統の連綿たることを強調すべき日本書紀が、即位前の伝承としたことは、皇位継承の面で資料的にも問題があったことを意味している。

従って、この墨江中津王の反乱物語は、反乱としての確実性も薄く、重要な乱の要因と時期について問題を残す伝承といえる。また物語的な展開においても、その発端に虚弱性を持ち、問題を残す。これらの問題の根底に横たわる登場氏族においても差異を見せ、記紀伝承の資料の相違を思わせるものがある。前述の問題点を考慮しながら、記紀に伝えるところのスミノエノナカツミコの争乱伝承を比較しつつ、物語的展開の内部について、その素材的な面から蘇我氏―倭漢氏の線に注目し、考察を進めてみたい。さしあたって履中天皇系譜を検討し、更に関係氏族の具体的状況を把握して考察の端緒としたい。

日本書紀卷第十一

八十七年正月戊子朔癸卯、天皇崩。○冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵。

記紀に偉大な天子として伝承される仁徳天皇は八十七年の在位をこの日閉じたと伝える。溯って、仁徳紀三十一年の条、

三十一年春正月癸丑朔丁卯、立大兄去来穗別尊、為皇太子。

ここに、明らかに後世の名称である「皇太子」と記されているのが履中天皇Ⅱ大兄去来穗別皇子である。この記載によれば、履中天皇の皇太子期間は実に五十六年の長きに及んでいたことになる。しかし、この記載については一考を要する。更に溯って仁徳紀七年の条、

④秋八月己巳朔丁丑、为大兄去来穗别皇子、定壬生部。

この記載によれば、履中天皇の誕生がこの頃であったこととなる。ところが、履中天皇即位前紀に、

⑤去来穗别天皇、大鷦鷯天皇皇太子也。去来此云伊勢 母曰磐之媛命。葛城襲津彦女也。大鷦鷯天皇三十一年春

正月、立为皇太子。時年十五。

とあるによれば、仁徳天皇の三十一年には十五歳であり、誕生は仁徳天皇の十七年であったことになる。しか

し、履中紀六年の条に、

◎三月壬午朔丙申……中略……崩于稚桜宮。時年七十。

とあるによれば、誕生は仁徳天皇二十四年となり、立太子が八歳であったことになる。④⑤⑥を整理すると、

④仁徳七年誕生 崩御時八十六歳

⑤仁徳十七年誕生 崩御時七十六歳

⑥仁徳二十四年誕生 崩御時七十歳

となる。この中で④の仁徳天皇七年は、その記載の不明瞭さからいっても問題が残る。古事記仁徳天皇条に關係記事がある。

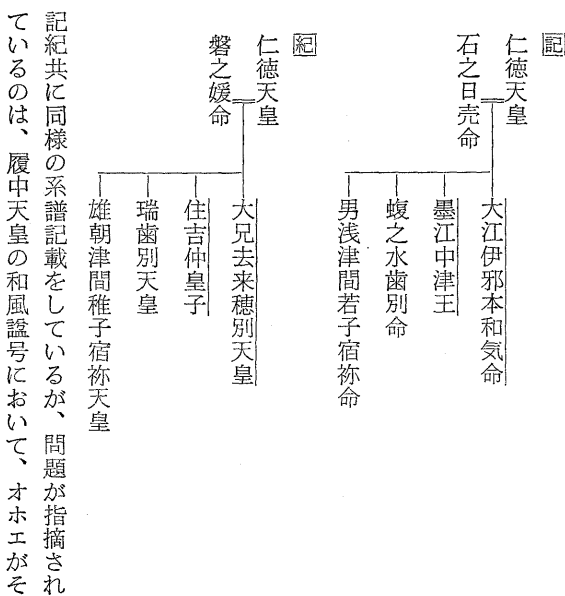
此天皇之御世、為_二大后石之比売命之御名代、定_三葛城部、為_二太子伊邪本和氣命之御名代、定_三壬生部、

この記載は、武田博士の説によれば、帝紀的記載の内に入るものであり、かなり古い伝承に拠ったものと思われる。しかし、「大后」の記載から考えて六世紀を溯ることのない表現になっている。この「大后」記載の時期でもこの程度の伝承であったと考えられ、紀年規定は紀編纂時の八世紀初頭と考えてよいであろう。

⑦と⑧であるが、帝紀的記載とは言え、注記記載であることから、信頼度は薄いと言わなければならない。従って、これらの点から推測されることは履中天皇伝承の多様性であり、合わせて仁徳天皇以後の皇統に何らかの問

題があったことが確認されるのである。⁽³⁾ 仮に日本書紀編纂時に統一的な見解があったとしたならば、この④⑤⑥という矛盾はなかったはずである。仁徳天皇、履中天皇の在位期間を矛盾なく比定して処理しえても、編纂上扱った資料から、その混乱した史的位位置を、覆い隠すことができなかったと考えるのが妥当であろう。

ここで履中天皇の系譜を記紀によって作成してみる。



れぞれ「大江」「大兄」と記されていることである。この点について飯田武郷『日本書紀通釈』は「大江」の表記を重視し地名であるとされた。確かに古事記は「スミノエ」「タヂヒ」「アサツマ」と地名らしきものを冠している。これについて原島礼二氏は五世紀の大王名の特徴とし、官号であるとされている。また、直木孝次郎氏は「厩戸皇子の立太子について」(『飛鳥奈良時代の研究』)において、大兄制の創始について論じ、その皇位継承者としての意義を継体朝の勾大兄皇子Ⅱ安閑天皇に始まるとしている。更に「大兄去来穂別」について「大兄」がその冒頭に来ることを異例とし、大江は難波付近の地名で大和川か山背川の河口を意味するとされた。万葉集の「難波の小江」(三八八六)に对照する地名と考えられるのである。これらのことから、「大江」「大兄」は地名とみてもまずまちがいはあるまい。従って、履中天皇の皇位継承権にどれほどのものがあつたかは疑問とせねばならなくなる。スミノエノナカツミコの反乱物語は元来、皇位継承をめぐる争乱を素材としていられると考えられる。そして、墨江中津王(住吉仲皇子)を除いて履中天皇以後、その兄弟が皇位を継承している点も注目し値する。但し、宋書及び梁書に伝える大王系譜を考慮すれば、依然として、「讚」をめぐる問題を含めて、その継承に問題

は残る。しかしながら、記紀共通の系譜を土台として、伝承の形成及び享受がなされたのであるから、その点その文芸性を探る操作上はこの問題を保留しても支障はないと考える。

三

ここで履中天皇記(紀)を对照させて付して置こう。

古事記	日本書紀
①なし	①羽田矢代宿禰の女黒媛を妃とすべく住吉仲皇子を派遣。 住吉仲皇子が黒媛を好す。
②なし	②事件の発覚 住吉仲皇子の残してきた鈴を去来穂別皇子(履中)が黒媛を訪問して発見。 事を察し無言で去る。
③難波宮での大嘗の豊明の時、大御酒を召し、大御寝す。 墨江中津王、大殿に火をつける。	③住吉仲皇子兵を起し、宮を囲む。
④倭漢直の祖、阿知直が、伊	④平群木菟宿禰、物部大前宿

古事記	日本書紀
<p>邪本和氣命(履中)を馬に乗せ、倭に向かう。</p>	<p>禰漢直の祖阿知使主が乱を奏上。去来穗別皇子信ぜず。 (a) (一云、太子、酔ひて起きたまはず。) 三人、皇子履中を馬に乗せ逃げる。 (b) (一云、大前宿禰、太子を抱きまつりて馬に乗せまつれり。)</p>
⑤なし	⑤住吉仲皇子、太子の不在を知らず、宮を焼く
<p>⑥タヂヒ野で目を覚まし、場所を訪ねらる。阿知直、墨江中津王の襲撃を申し上げ、倭に逃げることを奏す。 天皇の歌 多遲比野に寝むと知りせば……(76)</p>	⑥なし
<p>⑦ハニフ坂に到り、難波の宮を望見し、火を見る。 天皇の歌 波瀨布坂 わがたち見れ</p>	⑦ハニフ坂に到り、難波を望み、火の光を見て驚く。

古事記	日本書紀
<p>ば……(70)</p> <p>⑧大坂の山口に到り、一女人に遇う。その女人が伏兵であることを知らせ、たぎま道を教える。 天皇の歌 大坂に逢ふや嬢子を……(77)</p>	<p>⑧大坂より倭に向い、飛鳥山の山口に到り、少女に遇う。伏兵を知らせ、たぎま道を教える。 天皇の歌 大坂に遇ふや嬢子を……(64)</p>
⑧なし	⑨「発当異兵」て、従軍させ、龍田山より越ゆ。
⑩なし	⑩阿曇連浜子(一云阿曇連黒友)を討伐
⑪なし	⑪倭直吾子籠、妹、日之媛を献じて、赦しを請い帰服す
⑫上り幸して石上の神宮に入る。	⑫石上の振の神宮に入る。

①は去来穗別皇子と住吉皇子の争乱の起因となるものであるが、古事記はこの記事及び争乱の原因となるような記事をもたない。①の所で日本書紀は次の如く記す。
納采既訖、遣住吉仲皇子、而告吉日。時仲皇子、冒太子名、以奸黒媛。

使者である住吉仲皇子は、自分が去来穗別皇子であると偽って黒媛と通じた。婚約の済んだ後であるから、非は住吉仲皇子にあることは明白であろう。この事件は「鈴」という小道具が準備されていて(②参照)、去来穗別皇子の知るところとなる。記載は百五十字余りを費し、かなり劇的な展開となっている。黒媛をめぐる両皇子の葛藤の物語があったかの如くである。ここで一つの要となっている黒媛は羽田矢代宿祢の女とある。羽田矢代宿祢は、孝元記に、

比古布都押之信命……又娶木国造之祖、宇豆比古之妹、山下影日売_一生子、建内宿祢。此建内宿祢之子并九。男七。女一。波多八代宿祢_{波多臣}之祖也。

とあり、『新撰姓氏録』には、

道守朝臣 波多朝臣同祖。波多矢代宿祢之後也。

(左京皇別上)

道守朝臣 波多朝臣同祖。武内宿祢男八多八代宿祢

後也。

山口朝臣 道守朝臣同祖。武内宿祢之後也。

林朝臣 同上

道守朝臣 道守朝臣同祖。武内宿祢男波多臣八代宿

祢之後也。

的臣 道守朝臣同祖。武内宿祢男葛木曾都比古

命後也。(河内国皇別)

とある。この他、武内宿祢の後裔氏族として塩屋連、小家連、原井連などを伝える。この系譜より、羽田矢代宿祢が武内宿祢後裔を主張する氏族であり、的臣の条にも見える如く、葛城氏と関連ある氏族とみることができ。黒媛はこの氏族出身であることになるが、問題は、履中記の帝紀的記載の箇所、「此天皇、娶葛城之曾都毘古之子、葦田宿祢之女、名黒比売命」とあり、また履中紀元年秋八月己酉朔壬子の条に「立葦田宿祢之黒媛、為皇妃」とある。つまり、同名の黒媛が立后しているのである。葦田宿祢は、新撰姓氏録、未定雑姓大和国の条に「葦田首 天麻比止津乃命之後也」、また未定雑姓河内国の条に「葦田臣 (天) 都早古 (祢) 乃命之後也 (一) は補足説」とあるだけであるが、この二氏族は無関係であろう。しかし、履中記には「葛城之曾都毘古之子」とあり、また、顕宗即位前紀の記載する『譜第』には「蟻臣者葦田宿祢子也」とある。(蟻臣『続日本紀』『新撰姓氏録』には見えず、問題は残る。) これによれば、武内宿祢―葛木曾都毘古―葦田宿祢―蟻臣の系譜が存在したことは理解できる。従って羽田矢代宿祢とは同系統の氏族系譜を持つ氏族と考えてよいと思う。となると、立后した黒媛と争乱に関係した黒媛が同

一人物であるという考え方も可能になる。⁽⁷⁾しかし、クロヒメという名は、各氏族の伝統的名義を含むとしても、その時代のある種の女性⁽⁸⁾につけた普通の名辞とも考えられる。従ってその区別は出自によってなされていたはずであるから、考えるまでもなく全くの別人と言える。⁽⁹⁾記紀共に帝紀的記載に混乱はなかったのであり、日本書紀が、羽田氏の伝承を争乱の資料として成立した部分を持っていると考えるのが自然であろう。

となれば、①②は先に述べた如く物語の展開上、創作あるいは案出して、挿入した部分ではなくなる。履中即位前の争乱の原因として、女性をめぐっての両皇子の葛藤の伝承が語られていたと認めてもよいであろう。但し、この黒媛をめぐる伝承が事実ではなく、背景には、葛城氏族に出自を持つ磐之媛（石之日売）を母とする同母兄弟間の皇位継承とからんで、武内宿禰系統氏族の、（それは葛城曾部毘古系氏族と言えようか）同族を二分する反目があったからと考えられる。同母系を皇位継承者として冊立すれば、当然の帰結として、同族間の二分を来すことは必定であろう。羽田矢代宿禰一族が去来穗別皇子、住吉仲皇子いずれにつくかは、この婚姻にあったのではなからうか。去来穗別皇子と黒媛の婚姻はかかる状況において破綻を招くべき運命を持つことになる。もっと

も、この点は想像の域を出ないものである。但し、記紀伝承の語り筋から言えば、すくなくとも同族間における反目は想定される。

さて、古事記は③より乱の過程を記すのであるが、冒頭部は「本坐難波宮之時、坐大嘗而為豊明之時」と記す。これは前に述べたように履中天皇の即位を語る部分であり、墨江中津王の「反乱」を確定的にする意義を有する表現となっている。

またこの伝承は、伊邪本和氣王が一時期、難波宮に宮居したことを示している。この点を考慮してか扶桑略記は「都撰津国難波宮、後遷大和国十市郡磐余若松宮」と記す。だがこれも「天皇未即位前、為皇太子撰政之間」と記し、履中天皇即位前の事件としているのである。つまり、古事記③の部分は、墨江中津王の即位を確実なものとして語ろうとした表現といえることができる。

④は、関係氏族が登場し、伝承者を探る上で重要な示唆を与えてくれる。古事記の伝承については既に武田祐吉博士が倭漢氏の伝承であることを指摘している。⁽¹⁰⁾この点についての確認は、古事記歌謡群の登場とその素材のありようを考える上で不可欠である。

倭漢直氏は東漢直とも書かれ、応神記「此之御世」の条に「又秦造之祖、漢直之祖……参渡来也」とある。ま

た応神紀二十年秋九月の条に「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率_三己之党類十七_一、而來歸焉」とある。この記事は阿知使主後裔氏族の家伝に依拠したものである。それは続日本紀宝龜三年四月の条に見える坂上忌寸苅田麻呂等言が類似しているからである。

以_三檜前忌寸_一。任_三大和国高市郡司_一。元由者。先祖阿智使主。輕島豐明宮馭宇天皇御世。率_三十七_一。凡高市郡内者。歸化。詔賜_三高市郡檜前村_一而居焉。凡高市郡内者。檜前忌寸及十七_一。凡高市郡内者。

応神天皇の詔によって高市郡檜前の地に居住することを許されたという重要な主張であり、氏族にとって伝承すべきことに属していたことが理解される。この来朝以後の東漢氏閥の記録を眺めてみることにする。

(イ)履中記 天皇、於是以_三阿知直_一、始任_三藏官_一、亦給_三糧地_一。

(ロ)雄略紀二年冬十月条

是月、置_三史戸、河上舍人部_一。……唯所_三愛寵_一、史部身狭村主青・檜隈民使博徳等。

(ハ)雄略紀八年春二月条

遣_三身狭村主青・檜隈民使博徳_一使_三於吳国_一。
(十二年にも同様記事あり)

(ニ)雄略紀二十三年秋八月条

雄略天皇の遺詔を大伴室屋大連、東漢_三掬直_一とに賜う。

(ホ)清寧即位前紀

雄略天皇の遺詔の遂行。星川皇子を燻_三殺_一す。

(ヘ)欽明紀三十一年春三月条

遣_三東漢氏直糠兒・葛城直難波_一、迎_三召高麗使_一人。

(ト)欽明紀三十一年秋七月

則遣_三東坂上直子麻呂・錦部首大石_一、以為_三守護_一。(高麗使の警護)

(チ)敏達紀元年六月条

領客東漢坂上直子麻呂等、推_三問其由_一。(高麗使の内紛での取調べ)

(リ)崇峻紀五年十一月条

馬子宿祢、詐_三於群臣_一曰、今日進_三東國調_一。乃使_三東漢直駒_一、弒_三于天皇_一。或本云、東漢直駒。東漢直駒并子也。

(ヲ)推古紀十六年九月条

倭漢直福因(遣隨使の學生)

(ル)皇極紀元年二月条

遣_三阿曇山背連比羅夫・草壁吉士磐金・倭漢書直_一、遣_三百濟用使_一所。

(ヲ)皇極紀三年冬十一月条

大臣（蝦夷）使_下長直（東漢長直）於_二大丹穗山、
造_中神削寺。……漢直等、全_二門_一

(7) 大化元年秋七月条

遣_二倭漢直比羅夫於尾張國、忌部首子麻呂於

美濃國、課_二供_レ神之幣_一。

（本論においては、大化の改新までの東漢直の動向を中心とする。）

(1) 履中記の伝承は阿知直が蔵官に任命された記事である。これに関連する記事が古語拾遺にみえる。後磐余稚桜朝（履中天皇）の条に「斎蔵の傍に更に内蔵を建てて、官物を分ち収む。仍りて阿知使主と百濟博士王仁とをして其の出納を記さしむ。始めて更に蔵部を定む。」（新撰

日本古典文庫『古語拾遺高橋氏文』安田尚道校註の訓読文に従う）

また、同じく古語拾遺、長谷朝倉朝（雄略天皇）の条に「更に大蔵を建てて、蘇我麻智宿祢をして、三蔵（斎蔵

・内蔵・大蔵）を檢校しむ。秦氏、其の物を出納む。東

西_よ文氏、其の簿を勤録す。是を以て、漢氏に姓を賜ひ

て内蔵・大蔵と為す。今、秦・漢二氏をして、内蔵・大蔵の主鑑・蔵部と為す縁也。」（同書）これらの記事によ

って倭漢氏と朝廷の經濟面での關係が推測され、既に諸先学によって指摘されたような、蘇我氏と倭漢氏との關係が理解される。この記載は蘇我氏と倭漢氏が密接な結

びつきを持ち、また、倭漢氏の一族が大蔵・内蔵の出納事務を担当した時代⁽¹²⁾の反映されたものとして重要な意義を持つ。ところで蘇我麻智宿祢は履中紀二年の余に「平群木菟宿祢・蘇我滿智宿祢・物部伊苜弗大連・圓大使主、共執_二國事_一」とある。そして履中紀六年の条に「始建_二蔵職_一。因定_二蔵部_一。」とある。履中紀における阿知使主の伝承、蘇我氏執政の伝承は履中紀六年の記事が履中記の阿知直蔵官の伝承と、記紀資料の伝承の上で、無關係でなかったことを示している。つまり、履中記（紀）成立の資料に倭漢直及び蘇我氏が何らかの形で影響を与えているのである。

(12) 雄略紀二年の記事及び雄略紀八月の記事にある「身狭村主」は坂上系凶所引の姓氏録逸文に「牟佐村主」とあり、阿知使主と共に渡来した者の子孫であることを記す。また「檜隈民使」は「段」の子孫として「民使主」とある。檜隈はもちろん倭漢氏の本貫である。一応、倭漢氏と關係がある。

(13) 雄略紀二十三年の記事にて「東漢掬直」は、応神紀二十年の渡来伝承に登場する「阿知使主」の子「都加使主」に比定される人物である。少なくとも關係は深いとみてよいであろう。

(14) (15) 倭漢氏の宮廷内抗争における軍事的な役割を示

す例とみることが出来る。その意味で履中記(紀)に伝える墨江中津王の反乱物語における役割もその属性と考へられる。この軍事的な側面を如実に示しているのが天武紀六年六月の東漢直等に対しての詔勅である。

汝等が党族、本より七つの不可(あしきごと)を犯せり。是を以て、小墾田の御世より、近江の朝に至るまでに、常に汝等を謀るを以て事とす。今朕が世に当りて、汝等の不可しき状を將責めて、犯の随に罪すべし。然れども頓に漢直の氏を絶さまく欲せず。故、大きな恩を降して原したまふ。今より以後、若し犯す者有らば、必ず赦さざる例に入れむ

幾多の政争に関わってきた倭漢氏の一面をみる思いがするが、裏返せば倭漢氏の実力が無視できぬ状態にあったことを意味している。(ト)(ハ)は帰化人として特徴を發揮した外交面の記事である。このように、倭漢氏は軍事面、外交面、そして祖先以来の宮廷の経済基盤の各方面において活躍していた。そして、その消長は蘇我氏と深く関わっていたことが理解されると思う。⁽¹⁴⁾特に軍事的な面での関連が推古朝前後に顕著であることは見逃すことはできない。履中記(紀)における倭漢氏の動向、蘇我満智宿祢の執政記事が宮廷内における抗争の一連として登場してくることは、資料の問題として、また蘇我氏と

倭漢氏の伝承的な一致をみるものとして再度注目せねばならなくなる。

ここで、我々は墨江中津王の争乱伝承をめぐる一本の太い綱があることに気づくのである。葛城曾都毘古の女石之売命とその子、伊邪本和氣王・墨江中津王。そして倭漢直の祖阿知直。葛城曾都毘古を祖とする蘇我氏と倭漢直。いずれも蘇我氏を軸としてつながっているようである。つまり、葛城氏——蘇我氏——倭漢氏、この三者が不可分の関係にあることが理解されるのである。墨江中津王の争乱伝承の経路にこれらの氏族が関連を有し、記紀伝承の資料として、その素材的な面を支えていたことは推測に難くない。従って、記紀伝承への関与の面では直接性の薄い葛城氏を除けば、関与することにおいて可能性の高い蘇我氏・倭漢氏に照明をあてたのは有効であったといえる。

四

ところで、記紀編纂の事業に先行して何回かの修史事業が計画されたことは知られている。その中で本論に関連があるのは推古二十八年の事業であると思われる。

是歳、皇太子嶋大臣議之、録天皇記及国記、臣連伴造国造百八十部并公民等本記。

ここに言う皇太子は既戸皇子である。嶋大臣は蘇我馬子のことである。「天皇記」は帝紀・帝皇日継と呼ばれるものと同種のものと考えられ、「国記」は神代より推古朝に至るまでの国の歴史と考えてよいだろう。本辞あるいは旧辞に類するものであろう。以下は大和朝廷の諸氏の由緒を述べたものであろうか。これらのうち、「天皇記」「国記」については、皇極紀四年六月の条に、

蘇我臣蝦夷等臨誅、悉焼天皇記・国記・珍宝。船史惠尺、即疾取所烧国記、而奉献中大兄。

とあり、皇極天皇四年には蘇我氏の所蔵するところであったようだ。この間天皇家に献上された記事はないので、草稿の状態にあった可能性が高い。しかし、蘇我氏が天皇家との関わりを強く意識した時期が、「天皇記」「国記」を録したという以前にあったことを注意する必要がある。溯ること八年の推古紀二十年二月の記事がそれである。蘇我稲目の女で欽明天皇妃であり、推古天皇母である堅塩媛を改葬した際のことである。

大臣引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誅氏姓之本一矣。

大臣は蘇我馬子、境部臣摩理勢は蘇我馬子の弟か子であり、蘇我氏の一族である。ここに言う「氏姓之本」とは堅塩媛の出自のことと理解されるが、その内容には蘇我

氏族の名譽が盛り込まれていたであろうことは想像に難くない。つまり、己が氏族の歴史がその系譜とともに既に存在していたとみてよい。「本」は本辞の「本」に通じる意味があったと考えられる。となれば、少なくともある程度の系譜、本宗である葛城氏の宮廷との関係を含む長大な「大臣」の家譜と天皇家の日継がかなり記録されていた可能性は高いといえる。従って推古紀二十八年の「録」は資料集めの段階を通り越して、草稿の域に達していたか、あるいは完成している事を示すものと考ええてよいであろう。解釈によっては推古天皇に献上された時点をもって、「録」すは事実となるのだから、記事として残ったとも言える。また、推古紀三十二年冬十月に蘇我馬子が「葛城県は、元臣の本居なり」と主張した背後には、先の如き氏の記録に拠っていたとも考えられるのである。

ともかく推古朝において蘇我氏が聖徳太子とともに「天皇記」「国記」の企画をし、それを成したということとは、履中記(紀)の伝承に少なからぬ影響を与えたという根拠にはなるう。この時期、蘇我氏と消長を共有した倭漢氏の伝承が記紀編纂の資料となったものに、取り入れられる可能性は十分にあると言えよう。履中記(紀)の墨江中津王の争乱伝承に葛城系氏族、平群木菟宿祢が

登場し、乱後の執政に平群木菟宿祢、蘇我滿智宿祢がいることは、この伝承に葛城系の氏族が関わっていることを示しているよう。それが古事記では、単一の氏族の活躍、つまり倭漢氏の伝承となっていることは、履中記の資料が推古朝の頃の倭漢氏の伝承だけを基盤としているからと考えられる。そして、日本書紀はより古い段階の資料を取り込んでいるといえる。それは資料が未整理の状況を呈していることから言えるが、物部大前宿祢の伝承がかなり残存している点にある。

日本書紀の④の(a)・(b)の伝承がそれである。日本書紀本文は⑦のところで、「太子到_二河内国埴生坂_一而醒之。願_二望難波_一。」(c)とす」と記す。ところがこの文以前に「醒」の原因に当る本文はない。その原因は(a)に説明されていることになる。(b)の伝承は「大前宿祢」と明確に記しており、これが物部氏の主張であったことがわかる。これは(a)の伝承と矛盾しないから、(a)・(b)・(c)の伝承が一連のものであった可能性が高くなる。従って、本文の平群木菟宿祢・物部大前宿祢・漢直祖阿知使主の三人の行動と履中天皇の行動からでは、(c)の伝承が明確な意味を打ち出していないということになる。そうなると、(a)・(b)・(c)の伝承は物部氏の所有する個人的な伝承が取り込まれたものだと言わざるを得ない。つまり、日本書紀④⑤⑥⑦の

箇所には物部氏の伝承が息づいていると理解してよいであろう。ここでは倭漢氏の伝承も古事記とは違ったものであり、この④⑤⑦の箇所は明瞭な伝承を持っていなかったと思われる。倭漢氏の伝承は伝承過程において、変容したと考えられる。そして古事記が筋立の上で物部氏の伝承と一致していることは、ある時期に物部氏の伝承を倭漢氏が吸収したことを意味している。両書に「石上神宮」が共通して出てくることも、その点で解決がつく。とすれば日本書紀④の「啓_二於太子_一。太子不_レ信」の伝えは平群氏の伝承であった可能性がある。

さらに、「漢直」という書き方は、「東漢直」「倭漢直」という表記と較べて古い形と考えられるので、日本書紀の伝承が古層にあることはこの点からも言えよう。

このように日本書紀の伝承は関係各氏族の伝承が錯綜しており、物部氏、平群氏の主張が明確に生きていたことを示しているのである。そして、これらの資料の影響を受けて古事記の反乱物語、倭漢氏の伝承は成立したと考えられる。物部氏の主張が強くあった時期については、物部氏守屋大連が滅亡した用明天皇二年以前と考えるのが妥当であろう。従って用明朝以前には倭漢氏の伝承は筋の展開の上で明瞭なものをもっていなかったといえる。

ところで、倭漢氏の伝承、履中記の墨江中津王の反乱物語が、物部氏の伝承の筋を取り込んだと考えると、日本書紀⑥⑦が歌謡を含んでいないことが問題となる。古事記の伝承は倭漢氏独自の伝承であるが、しかし、古い伝承でないことは先にも述べた如くである。また、仮に用明朝以前の伝承においても、履中記の伝承に近いものであったとしたら、紀本文に「漢直祖」として倭漢直氏の功績を強く主張しているのだから、多遲比野の歌〔七五番〕も入ってくる可能性もあり、少なくとも「醒之」の後には波邇布坂の歌〔七六番〕が入って来たはずである。実際は入っていないのである。そして、仮に倭漢氏の伝承が、履中記の如く成立していたならば、日本書紀の筋の展開はもっと明瞭になっていたはずである。従って用明朝以後、推古朝あたりまでに、倭漢氏によって履中記のようなこの二首の歌謡を含む伝承が成立して来たと考えられる。

この二首の歌謡についてであるが、武田祐吉博士は危急の際の歌とは思われなしとし、特に七五番歌については、関係者によって語り伝えられているうちに、興味を深くするために歌が添加されていったのだらうと述べておられる。相磯貞三博士は七五番歌について、もと野宿を歌った民謡であるという見方は恐らく動かし難いとこ

ろである⁽¹⁷⁾とされる。これを受けて、土橋寛氏は多遲比野の歌垣の歌を物語の中に取り入れたものとする⁽¹⁸⁾。七六番歌について、武田博士は難を免れてよんだ作ではないとし、相磯博士は難波宮炎上の時の歌とは見ず「陽炎の立ちのぼる春の日における、家郷遠望の御歌と見る説に従いたいのである。即ち、本来は国見歌らしい叙景歌であったのが、その時代の重大事である宮殿炎上などの伝説と関連して考えられるようになったのであろう」とされる。土橋氏は、これを「国見的望郷歌」としている。ともかく、この二首が、本来この伝承とは無関係であったことは確実らしい。そして土橋氏はこの二首の歌の伝承された基盤を、河内地方の人々が参加したと思われる野中・古市の歌垣にあるとする。この説は、地名と密接に結びついた歌謡であることから、確実性が高い⁽²³⁾。

ところで、野中・古市の歌垣に参加した人達であるが、続日本紀宝亀元年三月辛卯の条、有名な歌垣の記事であるが、その中に「葛井・船・津・文・武生・藏六氏男女二百三十人」とある。葛井・船・津は船史系で同族である。文・武生・藏は西文氏系で同族である。この両系統はそれぞれ、船史系で丹比郡、西文氏系が古市郡を本拠として六世紀前後より宮廷の記録に携って来

た。おそらく野中・古市の歌垣にはこれらの人々が参加していたのであろう。⁽²⁴⁾この伝統があればこそ宝龜元年三月に二百三十人も男女をして歌垣を行うことができたのである。実はこの六氏はいずれも百済系帰化人であり百済系仏教を奉じていた。蘇我氏と倭漢氏の強い結びつき⁽²⁵⁾の背後に百済系仏教があったことは指摘されているが、おそらく、これらの氏族は百済系というところで親密な関係を保っていたものと考えられる。また、百済系というだけでなく宮廷の職制についての関係も有している。たとえば、西文氏は九ページの資料にも見られるような関係を有している。また、船史が、推古天皇二十八年の「天皇記」「国記」の編纂にも関わっていたらしいことは、先にあげた皇極紀四年六月の記事で船史恵尺が「国記」を持ち出したことから知られる。大化の改新前夜、船史は蘇我氏——倭漢氏の一線上にいたのである。つまり、河内国南部の地方民謡が、野中・古市の歌垣に参加した人々、ここでは倭漢氏と関係の深い西文氏系・船史氏系の人々があり、それらの人々を介して倭漢氏のもとに入っていたのであろう。臆測すれば「天皇記」「国記」の編纂に携っていた船史が、倭漢氏の要請に基いて、物部氏の伝承を参考にしながら、歌を挿入していったものと思われる。

ここで倭漢氏の一側面である儀礼的分野での動きに留意したい。一つは『延喜式』祝詞の中に、「東文忌寸部獻_二横刀_一時呪_{西文部}」というのがある。「呪」は道教的呪性を持つものであるが、これを横刀を奉獻しながら呪えたのである。この伝統はかなり続いたらしく、続日本紀をみると大宝二年十二月三十日「廢_二大祓_一。但東西文部解除如常」。神龜三年十二月二十九日「太政官処分。東文忌寸等自今以後、令_レ任_二弁官_一人、上_二大祓刀_一」。ここでも東文忌寸（倭漢氏系統）と西文部は関係を有する。

もう一つは楯伏舞である。楯伏舞は持統紀二年十一月の条に

皇太子率_二公卿百寮人等与_二諸蕃賓客_一、適_二殯宮_一而働哭焉、於_レ是奉_二楯節舞_一、諸臣各奉_二己先祖等所任状_一遞進誄焉

この記事は天武天皇の殯宮の時である。しかし元来は服属儀礼として行われていたとされる。⁽²⁶⁾この舞において、倭漢氏（文忌寸、檜前忌寸）が河内国志紀郡土師郷を本貫とする土師氏と共に奉仕していたことがわかる。東大寺要録（供養章）の「楯伏舞頭_{外從五位上}文忌寸_{上鷹}」と「楯伏舞_{檢前忌寸廿人}土師_{檢禮廿人}」の記事である。このことからこの土師氏と檜前忌寸、文忌寸との芸能上の関係を考慮すれば、土師氏が倭漢氏に河内地方の民謡を提供したとも考えられ

しかし、述作者の面まで考慮すれば、倭漢氏は傳承中に登場するのに、土師氏は一切登場してこないのだから、倭漢氏を中心に考えるべきである。従って、古事記墨江中津王反乱物語の素材背景には倭漢氏——船史氏の線上での傳承形成があったと認められよう。

なお、七七番歌「大坂に逢ふや嬢子に道問へば直には告らず当麻道を告る」の歌謡は、古事記・日本書紀に歌詞を共通して記載してあることから、相磯博士の述べておられる如く、かなりの確伝であったと考えられる。そして古くから履中天皇御製とされ、この墨江中津王の反乱傳承に密接に結びついていたものであろう。

五

紆余曲折を経たが、古事記の墨江中津王の反乱物語が、倭漢（東漢）氏によって形成されたものであることに、十分とはいかないまでもある程度の根拠は得られたことになる。更に、その素材となった履中天皇即位前の争乱は、反乱として確定的なものでなく、むしろ皇位繼承の争いであった可能性が高いことも理解されたと思う。そして、この皇位繼承の際、臣姓氏族葛城氏が同族間の反目を起したことも先に述べた如くである。葛城氏

の悲劇的傳承が、この氏族を本来宗家と仰ぐ蘇我氏に傳承されなかったとは言えない。葛城曾都毘古を祖先に有する蘇我氏が帰化人と深い関わりを持っていたことも、この葛城曾都毘古の外征を抜きにしては考えられない。葛城氏・蘇我氏がこの曾都毘古以来、帰化氏族と関わりを持って来たことは充分に言える。これらの事柄を配慮すれば、帰化氏族倭漢氏が蘇我氏との関係において頂点を迎えていた推古朝の二十八年、その国史編纂の気運の中で、その文筆力をもって参加していった可能性は高いと考えてさしつかえないであろう。その影響が古事記の傳承に如実にあらわれていたのである。

一方、日本書紀の履中天皇傳承には、推古朝以前、用明朝頃の資料と思われるものもあり、平群氏や物部氏の傳承が見え、未整理の状態を窺わせるものがあった。

ともかく、古事記の傳承は、反乱傳承としての意義を強め、倭漢氏の功績を記し、歌謡を含み、それを履中天皇御製とすることによって、履中天皇の物語として強く打ち出したのである。それこそ天皇家——蘇我氏——倭漢氏の連帯の由縁を語り得るものとして、推古朝前後には受け取られていたのである。そして、この中に見える丹比野・埴生坂、大坂、は大和へ伺候する帰化氏族の道筋であったことも忘れることはできない。

一方、日本書紀は古い氏族の傳承を、筋展開の錯綜の中に見せつつ残している。文芸的な構成は、古傳承を消化しきれない状況において拒否されているとみてよいであらう。

- 注1 『古事記研究帝紀攷』（『武田祐吉著作集』第二卷）
- 2 岸俊男氏「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』所収。大后の制が整えられたのは推古朝に近い時期とされ、それ以前は追称の可能性が強いとす
る。
- 3 『扶桑略記』（仁徳天皇条）では、「廿七年己亥、皇子誕生。履中天皇是也」「卅一年癸卯正月。以去來穗尊立皇太子。年五歲」とし、『帝王編年記』では「仁徳天皇二十四年内申誕生」と記す。
- 4 「宮号と大王陵」『倭の五王とその前後』所収。
- 5 原島礼二氏前掲書。「四〇五世紀の大王・倭王」
- 6 原島礼二氏前掲論文は「讚」は履中天皇であるとす
る。また、仁徳天皇に比定する説もあり、問題があ
る。
- 7 井上光貞氏「帝紀からみた葛城氏」『日本古代国家
の研究』所収）及び日野昭氏「後裔氏族の傳承」『日
本古代氏族傳承の研究』所収）は羽田・葦田の混乱
とみて、同一人物であるとする。
- 8 尾畑喜一郎博士「摩佐豆古をめぐって」『古代文学
- 18 序説』所収）において「履中天皇の皇后なる黒媛
（葦田宿禰の女）、推古天皇に近侍した黒女（粟隈の
采女）、或いは天智天皇の宮人として仕へた黒媛栗
隈首徳万の女）等々、黒を名告る名辭は何れも宮廷
における上席司祭者、司靈者の謂ひでの命名であつ
た」と述べておられる。
- 17 本居宣長『古事記伝』においては確定を避けてい
る。
- 16 武田祐吉博士『古事記説群の研究』
「坂上系図」に引用する「姓氏録」にも同様記事が
ある。
- 15 山尾幸久氏（『日本国家の形成』）は河内の古市の運
河によって搬入された荷物などを管理したと推定さ
れている。
- 14 山尾幸久氏前掲書。
倭漢直は、大化の改新以後も、その実力は温存され
ていたことも事実であり、その意味では、宮廷内
における政治勢力としての消長と考えていたきた
い。
- 13 欽明紀二年に見える堅塩媛の系譜はその一部と思わ
れる。
- 12 武田祐吉博士『記紀歌謡集全講』
- 11 相磯貞三博士『記紀歌謡全註解』
- 10 土橋寛氏『古代歌謡全注釈』（古事記編）

- 23 河内国志紀郡の「餅香の市」も可能性はある。(顕宗天皇即位前紀の「室寿ぎの詞」を参照されたし)
- 24 上田正昭氏は「神楽の命脈」(『日本の古典芸能―神楽』)において、六氏を一括して西文氏とするも、参加していたと考えておられる。
- 25 上田正昭氏『帰化人』
- 26 林屋辰三郎氏「五節・楯伏・筑紫舞」『中世芸能史の研究』
- 27 『令集解』職員令には大属尾張浄足説として「楯臥櫛十人。五人土師宿禰等。五人文忌寸等。右着甲并持刀楯。」とある。
- 28 土橋寛氏は前掲書において、履中記の歌謡伝承の述作者を土師氏とする。